

住宅ローンでマイホームを購入した人の確定申告(住宅ローン控除)

確定申告のスケジュールは次のとおりです。

1月1日から12月31日までの1年間に住宅ローンを組んで自宅を購入し入居した人は住宅ローン控除の還付申告をします。還付申告はその自宅へ入居した翌年1月1日から申告ができます。

ココに注目!

会社員の確定申告でのローン控除は最初の年だけ

会社員の場合、翌年以降は年末調整で済みます。最初の年に税務署から送付される「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」と、金融機関等からの「年末残高証明書」を毎年会社に提出します。給与収入が2,000万円を超える場合は確定申告が必要になります。



翌年から
年末調整
でOK

1月1日から12月31日までの所得

1年間の所得

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月

この1年間に金融機関でローンを組んで自宅を購入し入居した人の税金が戻ってきます



ココに注目!

書類を整理しておこう

申告間際にあわてないように領収書や受け取った書類は整理しておきましょう。スムーズな申告につながります。



10月頃 借入金の年末残高証明書が届く

住宅ローン残高がある場合、金融機関等から「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が送られてきます。

12月 会社員等は年末調整&源泉徴収票を受け取る

12月に「給与所得の源泉徴収票」を受け取ります。翌年1月になることもあります。

翌年

1月

1月
2月
3月
4月
5月

2月

1月
2月
3月
4月
5月

3月

1月
2月
3月
4月
5月

4月

1月
2月
3月
4月
5月

5月

1月
2月
3月
4月
5月

還付申告の受付 1/1
最長5年間

還付申告は翌年1月1日から申告ができます!

確定申告期間とは関係なく5年間提出できますが、なるべく早めに提出を

1月 申告の準備をする

- 申告書入手する(1月から配布)
 - ・税務署でもらう
 - ・申告相談会場などでもらう
- パソコンやスマートフォンを利用する
 - ・e-Taxまたは国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成するための利用環境を整える

住宅ローン控除の還付申告は1月1日から受付!

申告書の提出

申告期限直前は混み合うので早めに次の方法で申告しましょう。

- 手書きの申告書を税務署に持参または郵送する
- 税務署に向き、または自宅のパソコンやスマートフォンの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、次のいずれかの方法で提出する。
 - ・紙に出力して税務署に持参または郵送する
 - ・データを税務署に送信する

3月15日を過ぎても大丈夫!

還付申告は、翌年1月1日から5年間提出することができます。

〈令和5年分の提出期限〉

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

還付を受ける

還付金は指定した金融機関の口座に振り込まれる

- ・書面での申告は、申告書提出日から1ヶ月~2ヶ月以内
- ・電子申告は、データ送信から3週間以内
に還付されます。